

静岡県人事委員会は、職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則 6 - 57

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（静岡県人事委員会規則 6 - 6）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(選考による採用)</p> <p>第5条 職員の採用に係る法第17条の2第1項 ただし書に規定する選考によることを妨げない場合として人事委員会で定める場合は、職員を次に掲げる職に採用しようとする場合とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)～(7)</u> (略)</p>	<p>(選考による採用)</p> <p>第5条 職員の採用に係る法第17条の2第1項 ただし書に規定する選考によることを妨げない場合として人事委員会で定める場合は、職員を次に掲げる職に採用しようとする場合とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年静岡県条例第85号）第9条第1項第1号の規定により任期を定めて採用される者をもって充てようとする職</u></p> <p><u>(6) 静岡県教育委員会の一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和元年静岡県条例第3号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用される者をもって充てようとする職</u></p> <p><u>(7)～(9)</u> (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。